KPMG あずさ監査法人

犯罪収益移転防止法改正 マネー・ローンダリング、テロ資金供与への対応

我が国のマネー・ローンダリング法である犯罪収益移転防止法は2014年11月に改正され、2016年10月から全面施行されます。海外各国においても当局は規制を厳格化し、金融機関の態勢不備に対する行政処分が相次いでいます。これは世界的にマネー・ローンダリング、テロ資金供与の脅威が高まっていることに伴う各国政府の危機感が背景となっています。

我が国の金融機関としても、単なる法規制対応というだけでなく、マネー・ローンダリング、テロ資金供与に悪用されないための真に実効的なAML/CFT（Anti Money Laundering and Combating the Financing of Terrorism）態勢の整備が求められる時代となりました。

グローバルな動向

2013年9月のG20サンクトペテルブルグ・サミットでは「我々は、FATFによる、資金洗浄及びテロへの資金供与との闘いへの取組み、及び税に関する犯罪、腐敗、テロリズム及び麻薬密売のようなその他犯罪と闘うための重要な貢献に対する我々のコミットメントを再確認する」との首脳宣言が公表されました。またパリの同時多発テロを受け、2015年11月のアンタルヤ・サミットでは、テロとの闘いに関するG20声明が公表されています。バーゼル銀行監督委員会は、「金融システムあるいは個別の金融機関が犯罪行為に悪用されるリスクに照らして、AML/CFTは、金融機関の全体的なリスク管理の枠組みにどのように組み込まれるべきか」という問題意識を持っています。

FATFとは

FATF（The Financial Action Task Force：金融活動作業部会）とは、マネー・ローンダリング、テロ資金供与等の脅威と戦うための基準を策定し、各国の法制度、規制の実効性を確認する相互審査を行う政府間会合です。我が国の相互審査も行われ、指摘された不備事項の対応のために、我が国の犯罪収益移転防止法は、2011年4月、2014年11月と2度にわたって改正されました。

我が国のマネー・ローンダリングのリスク

また2013年6月のG8ロック・アーン・サミットでの国際公約を受けて、我が国政府は2014年12月に「犯罪による収益の移転の危険性の程度に関する評価書」を、2015年6月に「犯罪収益移転危険度調査書」を公表しました。

©2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

犯罪移転収益防止法の改正

2014年11月の改正内容の主な内容は以下のとおりです。

- 我が国のリスク評価結果に基づいて金融機関自らが行う取引についてリスク評価を実施すること
- マネー・ローンダリングの疑いがある場合は取引時確認を実施すること
- 外国PEPs（重要な公的地位にある者）など、リスクの高い取引については厳格な取引時確認を実施すること
- 顔写真のない本人確認書類を用いる場合は、本人特定事項の確認について追加的な措置をとること
- 法人の実質的支配者については、自然人まで遡って確認すること
- 法人の取引担当者について、社員証を認めず、より厳格な確認を実施すること

金融機関として求められる対応

上記の改正を受けて、金融機関としては従来型の法令遵守対応ではなく、より網羅的なAML/CFT態勢の構築が求められることになります。たとえば、多くの金融機関のマネー・ローンダリング、テロ資金供与対策の所管部にとっては、自らが行う取引についてリスク評価を実施することは初めての試みであり大きな困難を伴うものと思われます。さらに外国PEPs、法人の実質的支配者、取引担当者の確認については極力顧客の負担を考慮した事務手続の設計と入念な研修、顧客の理解を得るために丁寧な説明等が求められます。

KPMGのサービス

KPMGは、金融機関のマネー・ローンダリング、テロ資金供与対策において、国内外で豊富な支援実績を有しています。これまでのノウハウを蓄積した包括的なフレームワークに基づいて実効性あるAML/CFT態勢構築をサポートします。

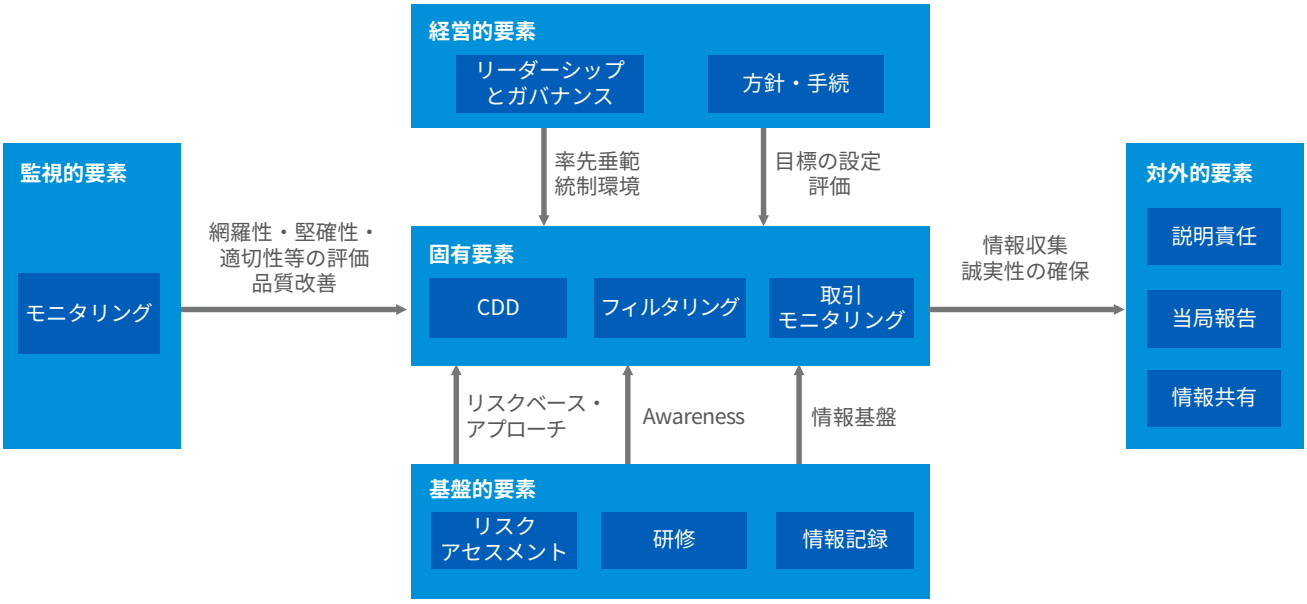

KPMGファイナンシャルサービス・ジャパン
有限責任 あずさ監査法人
金融事業部

マネージング・ディレクター　山﨑 千春
T:　03-3548-5555　（内線 2228）
E:　chiharu.yamazaki@jp.kpmg.com

ディレクター　九里 隆吉
T:　03-3548-5555　（内線 2938）
E:　ryukichi.kunori@jp.kpmg.com

シニアマネジャー　竹田 淳一
T:　03-3548-5555　（内線 2834）
E:　junichi.takeda@jp.kpmg.com

www.kpmg.com/Jp/fsj

本リーフレットで紹介するサービスについては、公認会計士法等の要請により、提供できる企業等に一定の制限があります。
詳しくはあずさ監査法人までお問い合わせください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. 16-1105

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.